

平成30年5月11日

一般社団法人 投資信託協会
自主規制業務部 御中

一般社団法人 信 託 協 会

「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正（案）に関する意見

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正に対するご意見

【ご意見】			
項番	規則等	該当箇所	ご意見
1	【投資信託等の運用に関する規則】 【投資信託等の運用に関する規則に関する細則】	全般	<p>【検討の前提となる事実関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緊急避難的に資金借り入れを可能とすることにより、投資信託財産運営の安定性を確保し、ひいては受益者にとって投資信託制度の利便性を向上させたいという趣旨には賛同します。 ●一方で、貸し出しは信託銀行の銀行部門が実施するものであり、与信審査の健全性・妥当性にかかる社内基準やルールを順守する必要があります。従って、通常、貸し出しの可否は、借り入れ目的、使途、金額、期間、適正な金利負担、担保の有無等の条件が明確にならないままでは判断できず、貸し出しを実行することは困難です(仮に目的や使途に制限がないケースでは相応の担保、信用力等の条件が審査の前提になるものと存じます)。 ●本邦投資信託における資金借入れの仕組みとしては、契約(当座貸越を内容とする覚書)に基づいて行われています。日本円の当座貸越における担保条項では担保予約条項(必要に応じ提供)を定めています。 ●他方、外国通貨では、一般にカストディ契約において、目的・使途が比較的限定されずに当座貸越を許容していますが、外国証券を担保に契約において留置権(返済等不履行の場合の処分返済)が規定され、慣行等ではなく有担保条件の下で貸出が行われています。 ●銀行部門の与信業務・審査の考え方や仕組みにおいて、国内・国外で基本的に大きな差はないものと理解しております。 ●したがって、資金借り入れが必要な緊急事態においては、あらかじめ与信業務における審査の諸条件を明確化することが、結果的にスムーズな借り入れ実施に繋がるものと考えます。
2	【投資信託等の運用に関する規則】 【投資信託等の運用に関する細則】	<p>第4条 規則第15条第1項第9号に規定する細則で定める限度額は、次に掲げる場合について当該各号で定める期間及び限度額とする。</p> <p>(3)事故処理に伴う資金手当て(当該投資信託財産に借入れ金利を負担させないものに限る。)を目的とする場合の借入れは、投資者本位に資すると考えられるやむを得ない事故処理に係る借入れとし、この場合の借入れは、当該投資信託財産の事故処理に伴う対応に必要な範囲の借入期間及び借入限度額とする。</p> <p>第15条 (9)及び事故処理に伴う資金手当て(当該投資信託財産に借入れ金利を負担させないものに限る。)を目的に限り、細則で定める限度額の範囲内で資金の借入れの指図を行うことができるものとする。</p>	<p>【金利負担にかかる従前の取扱いとの違いと影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般に、投資信託約款では「委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。」と規定しており、従前の借入れにおいては、投資信託財産が借入れ金利を負担していると理解しています。 ●その場合、本件改正案の資金借入れは、投資信託財産の取引に伴うものであることから、借入れの契約上は元金返済・利息支払を投資信託財産が負担することになると考えます。(一方投資信託負担としつつ、計理処理の工夫等により実質的に受益者に負担を発生させない取扱いを否定するものでは有りません)。 ●一方で、本件追加規定は、「投資者本位に資すると考えられるやむを得ない事故処理に係る借入れ」に限定したものとされ、「当該投資信託財産に借入れ金利を負担させないものに限る。」として、従前より規定のある「解約代金支払い目的」と異なる取扱いとなっております。 ●本件、事故処理に伴う資金手当ても、受益者・投資信託財産に帰責できない費用(金利)という点では同様と考えますが、金利負担者について従前の借入れと異なる取扱いとなることは、当該約款規定との矛盾を孕むことになるのではないかと懸念します。そのため、今回の改定(追加)と従前の借入れを異なる取扱いとした考え方・理由を明確にして頂きたいと存じます。 ●また、仮に金利を当該信託財産が負担しない場合、投資信託財産の取引にかかる資金借り入れに関して銀行部門の与信可否は、当該信託財産を対象に判断するため、当該信託財産以外の第三者(委託会社等)への与信審査(与信先管理、回収可能性)が個別に必要となり、当該第三者(委託会社等)の信用状況によっては借り入れが困難になることが想定されます。
3	同上	同上	<p>【対象事故処理取引の明確化・限定化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●借入れ対象となる「事故処理」対象取引の解釈に関し、委託者によって判断が異なる場合、本件資金借入れが幅広く利用される可能性が懸念されます。結果として信託財産の負担増加や、借り入れ審査に要する時間増加等利便性低下に繋がると考えられます。 ●そのため、「事故処理」の対象事態の解釈が委託者によって解釈が異なることのないように、貴協会の規則等で明確となるような措置を講じて頂きたいと存じます。 ●また解釈の余地、拡大の懸念への措置として、細則に定める「事故処理」に係る借入れの対象取引は、例示とせず限定列举として記載いただきたく存じます。 <p>【借入元金・利息の返済措置・基準等の設定・明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事故の中には、入金遅延が一定期間継続する場合、または事故の担当者不明確な場合(紛争時等)も想定されますが、その場合は、結果的に借入れや金利負担者が不明確な状態が長期間続くことが懸念されるため、与信審査上も貸し出しが困難になると想定され、あらかじめ借入れの返済措置・期限等(※)の明確化が必要と考えます。 (※)例えば「委託者が資金、金利を負担(担保の預金差入れ)すること」、「〇日以内で明確にならない場合は委託者が返済措置を行う」など ●また借入額が投資信託財産に対して多額にのぼる場合や、借入期間が一定期間に及ぶ場合、投資信託財産上のリスクも大きくなる懸念(返済充当の資産、金利負担等)が有ることから、借入れ限度額や期間の上限(例えば純資産の〇%、〇日以内等)、も同様に明確化が必要と考えられます。 ●上記諸項目において明確化等がない場合、個別の与信審査の条件(借入金利、要担保等)が厳しくなる可能性が高まりますが、貸出条件につき特段の付言もない状態で協会規則化することは、無条件で借入れが可能になるといった誤認や当該誤認に伴う混乱の発生を強く危惧します。